

**水銀による環境の汚染の防止に関する法律の  
施行状況及び今後の方向性について**

経済産業省・環境省

# 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）の仕組み

- 水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するための、水銀等の環境への排出抑制と人の健康保護及び生活環境の保全を目的とする。一部を除き、水俣条約の発効日（2017年8月16日）と同日に施行。
- 附則第8条において、**法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況について検討を加え、必要がある場合は、その結果に基づいて所要の措置を講ずる**ことを規定。

## 水銀汚染防止法の概要

- 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画の策定
- 水銀鉱の掘採を禁止
- 特定の水銀使用製品に関する製造の原則禁止及び部品としての使用の制限等
- 特定の製造工程における水銀等の使用の禁止
- 水銀等を使用する方法による金の採取の禁止
- 水銀等の貯蔵に係る指針を定め、水銀等を貯蔵する者に対し定期的な報告を求める
- 水銀含有再生資源（水俣条約上の「水銀廃棄物」のうち、廃棄物処理法の「廃棄物」に該当せずかつ有用なもの）の管理に係る指針を定め、水銀含有再生資源を管理する者に対し定期的な報告を求める
- その他罰則等の所要の措置

# 水銀汚染防止法の施行状況及び今後の方向性について

---

## 法施行状況の点検に関するこれまでの実施事項

- 附則第8条に規定する法施行状況と所要の措置の検討のため、経済産業省・環境省合同で「水銀汚染防止法に関する法施行状況点検検討会」を設置し、令和4～5年度に計5回の検討会を開催、令和6年2月に、当該検討会により「水銀による環境の汚染の防止に関する法律の施行状況及び今後の方向性について」をとりまとめた。
- 次ページ以降で当該報告書を踏まえた法施行状況の点検結果・今後の方向性について報告する。

# 施行状況の点検結果と今後の方向性①一水銀使用製品の製造等に関する措置

水俣条約の動向・法の施行状況・点検結果等	今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"><li>条約に基づき、計13種の水銀使用製品を特定水銀使用製品に指定し、製造や組込みを原則禁止。</li><li>水俣条約COP4の決定に基づき、新たに5種の水銀使用製品の製造を原則禁止（令和7年1月1日施行）。</li></ul>	<p>水俣条約COP4、5で製造・輸出入の廃止期限が決定した製品（措置済みのものを除く）を特定水銀使用製品に規定する。規定にあたっては、個別製品ごとに規制開始時期及び規制対象範囲を検討する。</p> <p>現在も蛍光灯が使用されている実態を踏まえ、規制範囲の明確化が必要。関連定義に留意し、規制対象である「一般的な照明用」は、いわゆる建物や家屋で使用されるもの、「特殊な照明用」はそれ以外※と整理する。</p> <p>水俣条約COPでの決定についてはなるべく早くかつ分かりやすく国民へ周知・広報する。特に一般的な照明用の蛍光灯は利用者が多いため、メーカー等の産業界からの案内だけでなく、政府機関や地方自治体を通じた周知徹底を図る。</p>
<p>水俣条約COP4において、電子ディスプレイ用のCCFL（冷陰極蛍光灯）及びEEFL（外部電極蛍光灯）の製造及び輸出入の廃止期限が決定し、今後輸出入規制対象に。</p>	<p>水俣条約での議論を踏まえると、製品に既に組み込まれたCCFL・EEFLは条約の製造・輸出入規制対象外と判断される。代替品が存在せず、製品への組込みの把握は困難であるため、既に製品に組み込まれたCCFL・EEFLは輸出入規制の対象外とすることが適当。修理・交換用途のCCFL・EEFLの入手への影響に関して、必要に応じて関係者に注意を促していくことも検討する。</p>

※ 乗り物用照明器具、非常用照明器具及び誘導灯器具、医療用の照明器具、機械または家具等に含める目的で作られた照明器具等

## 施行状況の点検結果と今後の方向性②一水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理に関する措置

水俣条約の動向・法の施行状況・点検結果等	今後の方向性
<p>大半の事業所で告示に基づく環境上適正な貯蔵・管理に関する措置が講じられていた一方で、水銀等の貯蔵や水銀含有再生資源の管理に係る事業者から必要な報告が提出されていない事例や、記入の不備等を確認。</p>	<p>事業者による報告の作成・提出・正確な記入を徹底するための更なる対策（報告形式・書式の改善／事業者への周知の徹底）を講じる。</p> <p>事業者による環境汚染防止措置の実施を促進するための更なる措置（貯蔵・管理状況のチェックシートの作成／行政機関向けの立入検査マニュアルの作成）を講じる。</p>
<p>歯科用アマルガムについては、年度内に生じたものの大半が同一年度内に譲渡されており、報告提出時点では手元に存在しないことが確認されている。また、通常の事業活動の範囲内では水銀含有再生資源への該否の判断が困難であると考えられる事業者も存在（ボタン電池を保管する小売店等）。</p>	<p>歯科診療所等で保管されている歯科用アマルガム及び貴金属回収事業者に譲渡されるまでの間、小売店等が保管しているボタン電池については、その性状や取り扱い形態から生活環境の保全上の支障がないこと等の理由から、報告書の提出を必ずしも求めないこととし、通知や指針の発出等により対応する（ただし、技術上の指針への遵守は引き続き求める）。</p>

## 施行状況の点検結果と今後の方向性③一水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理に関する措置

水俣条約の動向・法の施行状況・点検結果等	今後の方向性
<p>省令制定当時、主務省令において、水銀含有再生資源への該否に関する水銀等の閾値を、水銀等を0.1重量%以上または核酸水銀等を1重量%以上と定めた。</p>	<p>水俣条約で決定した水銀廃棄物の閾値を踏まえて、水銀含有再生資源への該当要件を見直し、水銀廃棄物の種類ごとに該当要件を定義する。また、水俣条約で具体的な閾値に合意した水銀汚染廃棄物と尾鉱については、その値を水銀含有再生資源の閾値として主務省令に定める。</p> <p>水銀汚染廃棄物に関しては、水銀含有再生資源への該否に関する事例別の検討や、その閾値を水俣条約で合意した15 mg-Hg/kgに変更することによる影響の精査及び当該資源の実態に即した適切な管理方法を検討し、所要の処置を講じる。</p>
<p>水銀含有再生資源の管理（保管・運搬・処分作業）の委託を受けた事業者は、当該資源の所有権を有しておらず、現行制度では水銀含有再生資源の管理者に該当しないことから、環境汚染防止措置の実施は直接的には義務付けられていない他、報告の提出も求められていない。</p>	<p>委託を受けた事業者による水銀含有再生資源の着実な適正管理を担保する観点から、委託先での環境汚染防止措置の実施に関する過去の報告内容に基づく実態把握等を実施した上で、必要に応じ水銀含有再生資源の管理者に関するガイドラインの更新等を実施する。</p>

## 施行状況の点検結果と今後の方向性④ーその他の論点

水俣条約の動向・法の施行状況・点検結果等	今後の方向性
<p>水銀使用製品の製造又は輸入の事業を行う者を対象とした「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」を策定・公表。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• これまでの水銀使用製品流通実態調査の結果も活用し、表示・情報提供の取組状況の把握を進める。その結果を踏まえて、適正な分別・回収に資する情報提供の促進等の対応を必要に応じて検討する。</li><li>• 併せて、これまでの調査結果を基に、必要に応じて表示ガイドラインを更新し、内容を充実させていく。</li></ul>
<p>水銀使用廃製品の適正な回収について、国による関連施策や、分別回収に資する市町村による取組を確認。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 水銀使用廃製品の適正な分別回収や適正処理の推進に資する施策を引き続き検討・実施する。具体的な想定は以下のとおり。<ol style="list-style-type: none"><li>1. 「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」への水銀含有・非含有表示に関する情報の追記</li><li>2. 製品当たりの水銀使用量が多い製品が廃棄物に混入することを避けるための取組の実施（分別回収の徹底等）</li><li>3. 自治体向け関連周知素材（リーフレット、動画等）の作成・普及</li><li>4. 「一般廃棄物処理実態調査」等を活用した、水銀使用廃製品の分別・回収状況に関する実態把握の実施</li></ol></li></ul>

## 参考資料：水銀汚染防止法に関する法施行状況点検検討会 委員一覧

大塚 直	早稲田大学 法学学術院 法学部 教授	
大熊 洋二/金澤 貞幸	全国都市清掃会議 専務理事	大熊氏は令和4年度、金澤氏は令和5年度のみに参加
蒲生 昌志	産業技術総合研究所 安全科学研究部門 副研究部門長	
斎藤 毅	一般社団法人 日本照明工業会 技術部 技術部長	
櫻井 康祐	日本鋳業協会 理事 技術部長兼環境保安部長	
佐藤 泉	佐藤泉法律事務所 弁護士	
澤井 道則	一般社団法人 電池工業会ボタン電池回収推進センター センター長	令和5年度はオブザーバーとして参加
鈴木 規之	国立環境研究所 企画部 フェロー	
高岡 昌輝	京都大学大学院 工学研究科 教授	
竹生 博	一般社団法人 日本鉄鋼連盟資源循環委員会 委員長	令和5年度のみオブザーバーとして参加
竹中 みゆき	東京都市大学 環境学部 客員教授	令和5年度のみ参加
中井 章仁	一般社団法人 日本分析機器工業会 環境委員会 委員長	令和4年度のみ参加
藤原 悌	野村興産株式会社 代表取締役社長	